告示

埼玉県告示第七百八十六号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　測量計画機関

川口市

二　作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三　作業地域

川口市内（芝東町、芝宮根町、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝下三丁目）

四　作業期間

令和三年七月六日から令和六年一月三十一日まで